

議案第 29 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

三田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 2 月 18 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市手数料条例の一部を改正する条例

三田市手数料条例（昭和 5 1 年三田市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 0 号の 1 1 の表低炭素建築物新築等計画認定申請手数料の部法第 5 3 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（以下この号において「新築等計画」という。）の認定の申請に対する審査の款建築物全体に係る新築等計画である場合（住宅部分以外の部分に限る。）の項中

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
--	----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円

に、

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	163,000 円
--	-----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	124,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	163,000 円

に、

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	397,000 円
--	-----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	307,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	397,000 円

に改め、

」

別表第 30 号の 1 2 の表建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料の部から建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料の部までを次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料	法第 12 条第 1 項又は法第 13 条第 2 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画	法第 37 条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号において「認定計画」という。）に記載された法第 34 条第 3 項に規定する他の建築物エネルギー消費性能確保計画について当該認定計画における法第 2 条第 1 項第 2 号に規定するエネルギー消費性能を算出する方法（以下この号において「算出方法」という。）と同一の算出方法による場合（以下この号において「他の計画記載建築物の場合	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円
			床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	103,000 円
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	151,000 円
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	198,000 円
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	239,000 円

この号において「適合性判定」という。)の申請に対する審査	合」という。)	方メートル未満のもの		
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	352,000 円	
	その他建築物エネルギー消費性能基準（工等を定める省令（平成 28 年経産省令・国土交通省令第 1 号。以下この号において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準（以下この号において「モデル建物基準」という。）による場合等」という。)の場合に限る。)	建築物エネルギー消費性能基準（工等を定める省令（平成 28 年経産省令・国土交通省令第 1 号。以下この号において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号口に規定する基準（以下この号において「モデル建物基準」という。）による場合等」という。)の場合に限る。)	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	32,000 円
			床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	46,000 円
		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	118,000 円	
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	168,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	216,000 円	
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	260,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	379,000 円	
		その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	37,000 円
			床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	51,000 円
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上のもの	125,000 円

		方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	
		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	175,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	224,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	270,000 円
		床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	390,000 円
その他	モデル建物基準	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
の場合	による場合	床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
(工場		床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	264,000 円
等の場合を除く。)		床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	339,000 円
		床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	415,000 円
		床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル以上のもの	482,000 円

			方メートル未満のもの	
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	644,000 円
		その他の場合	床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300,000 円
			床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
			床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	563,000 円
			床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの	689,000 円
			床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの	823,000 円
			床面積の合計が 25,000 平方メートル以上 50,000 平方メートル未満のもの	935,000 円
			床面積の合計が 50,000 平方メートル以上のもの	1,187,000 円
変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に	法第12条第2項又は第13条第3項の規定に基づく変更後の確保計画の適合性判	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。）の変更しようとする部分（以下この部において「変更部分」という。）の	12,000 円

係る適合性判定申請手数料	定の申請に対する審査	床面積（算出方法の変更を伴う場合にあつては、変更後の算出方法で評価する建築物の床面積を含む。以下この号において同じ。）の合計が 300 平方メートル未満のもの	
		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
	その他の場合（工場等の場合に限る。）	変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	26,000 円（モデル建物基準による場合にあつては、22,000 円）
		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
その他の場合（工場等の場合を除く。）	変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満	238,000 円（モデル建物基準	

			のもの	による場合に あつては、 93,000円)
			変更部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上 のもの	変更部分の床 面積に応じ、建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定申請 手数料の部に 定める金額に 相当する額
建築物 エネルギー 消費性能 確保計 画 変更 当 申請 手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成 28 年国土交通省令第 5 号。以下この号において「施行規則」という。）第 11 条の規定に基づく確保計画の変更が施行規則第 3 条に規定する軽微	他の計画記載建築物の場合	確保計画に係る非住宅部分の変更した部分（以下この部において「変更部分」という。）の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	12,000 円
			変更部分の床面積の合計 が 300 平方メートル以上 のもの	変更部分の床 面積に応じ、建 築物エネルギー 消費性能適 合性判定申請 手数料の部に 定める金額に 相当する額
		その他の場合（工場等 の場合に限る。）	変更部分の床面積の合計 が 300 平方メートル未満 のもの	26,000 円（モ デル建物基準 による場合に あつては、 22,000 円)

な変更該当する旨の証明書の交付		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額
	その他の場合（工場等の場合を除く。）	変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの	238,000 円（モデル建物基準による場合にあつては、93,000 円）
		変更部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上のもの	変更部分の床面積に応じ、建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の部に定める金額に相当する額

別表第 30 号の 1 2 の表建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部
 法第 29 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この号
 において「性能向上計画」という。）の認定の申請に対する審査の款中「第 29 条第
 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同条市長が定める機関により作成された法第
 30 条第 1 項第 1 号に規定する基準に適合する性能向上計画であると認める旨の書
 類その他市長が定める書類が添付されている場合の項中「第 30 条第 1 項第 1 号」
 を「第 35 条第 1 項第 1 号」に、

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000	35,000 円
----------------------------	----------

を

平方メートル未満のもの	
-------------	--

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円

に改め、

」

同款その他の場合の項中

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
--	-----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円

に、

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
--	-----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円

に改め、

」

同表建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部中「第 3 1 条第 1

項」を「第36条第1項」に改め、同表建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請（以下この号において「基準適合認定申請」という。）に対する審査の款中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同款市長が定める機関により作成された法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する建築物であると認める旨の書類又は市長が定める書類が添付されている場合の項中「第2条第3号」を「第2条第1項第3号」に、

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円
--	----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	22,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	35,000 円

に改め、

」

同款その他の場合の項中

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円
--	-----------

を

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	119,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	158,000 円

に、

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円
--	-----------

を

平方メートル未満のもの	
-------------	--

」

「

床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	300,000 円
床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	388,000 円

に改め、

」

同表備考ア中「第 30 条第 2 項」を「第 35 条第 2 項」に、「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に改め、同備考イ中「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に、「第 29 条第 3 項」を「第 34 条第 3 項」に改め、同備考ウ中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、別表第 69 号の 2 の表中

「

非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	85,000 円
--	----------

を

」

「

非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの	17,000 円
非住宅部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの	28,000 円
非住宅部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの	85,000 円

に改める。

」

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市手数料条例別表の規定は、この条例の施行の日

以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、
なお従前の例による。